

事 務 連 絡
令和4年5月10日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会

ふぐによる食中毒予防の注意喚起について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについては、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて、既に令和4年4月19日付けで事務連絡しているところですが、新たに令和4年5月6日付けで神奈川県健康医療局保健医療部生活衛生部生活衛生課から、関係事業者等に対する指導内容について、令和4年4月28日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課から次のとおり事務連絡がありました。

つきましては、引き続きふぐの適正な取扱いの徹底を貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いします。

○「ふぐによる食中毒の防止について」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/cnt/f6576/p21961.html>